

大気環境学会中部支部規約

- 第1条 (名称)
本団体は、大気環境学会中部支部（以下、「支部」という。）と称する。
- 第2条 (事務局)
支部の事務局は、支部長の自宅におく。
- 第3条 (目的)
支部は、大気環境に関する調査・研究、情報交換を行うため、講演会、研究発表会等を開催する。
- 第4条 (会員)
支部の会員は、中部地方（新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、三重県、静岡県及び愛知県）に所在する機関に属するか、若しくはそこに居住する公益社団法人（以下、「(公社)」という。）大気環境学会の正会員、学生会員、法人会員、賛助会員及び名誉会員により構成される。
- 第5条 (役員)
支部には、次の役員をおく。
1. 支部長 1名。支部を代表し会務を総括する。
2. 理事 数名。支部の会務を執行する。
支部長に支障があるときは、その職務を代行する。
3. 監事 1名。支部の活動と会計を監査する。
4. 評議員 数名。支部の重要事項について支部長の諮問に応じる。
- 第6条 (役員を選出)
支部長は、中部支部から選出された(公社)大気環境学会理事（以下、「学会理事」という。）の中から互選により選出する。
2. 理事は、支部長に選出された理事以外の支部内の学会理事を言う。
3. 監事は、評議員の中から支部長が委嘱する。
4. 評議員は、支部の各県の正会員数に応じて、凡そ20名に1名を定員として、本部の理事選挙に際して、正会員の投票により正会員の中から選出する。
- 第7条 (顧問)
支部に顧問を若干名おくことができる。
顧問は、支部長が委嘱する。
顧問は、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 第8条 (幹事)
支部長は、(事務局員)を若干名委嘱することができる。
幹事は、支部事務局の会務に従事する。
- 第9条 (任期)
第5条に規定する支部の役員、第7条の顧問及び第8条の幹事の任期は2年とし、(公社)大気環境学会役員の任期と同一期間とする。また本人が希望した場合には再任を妨げないが、支部長・会計監事・事務局幹事については、連続して2期を超えないものとする。
- 第10条 (会議)
支部の会議は、総会と評議員会とする。
2. 支部長は年1回の定期支部総会を開催するものとする。ただし、支部長が必要と認める場合に、臨時支部総会や評議員会を開催することができる。
3. 支部総会は正会員の1/4以上の出席をもって成立する。出席者数には提出された委任状の数も含めることができる。
4. 支部総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
5. 支部総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。
6. 支部評議員会は、支部役員1/2以上の出席をもって成立する。
7. 支部評議員会における議決権は、支部役員1名につき1個とする。

8. 支部評議員会の決議は、出席した支部役員の議決権の過半数をもって行う。出席者数および議決権にはメール審議による意思表示の数を含めることができる。

第11条 (会計および事業年度)

支部の経費は(公社)大気環境学会から交付される支部費をもってあてる。ただし、必要な場合には、会員より臨時の会費を徴収することができる。

2. 事業年度は、毎年7月1日から翌年の6月30日までとする。

第12条 本規約にない事項については(公社)大気環境学会定款に準じるものとし、規約の改正が必要な場合は評議員会に諮り、総会の承認を得るものとする。

付 則 支部の設立年月日は昭和59年9月26日である。

改 正	昭和	62	年	10	月	12	日
	平成	2	年	9	月	22	日
	平成	3	年	11	月	21	日
	平成	7	年	12	月	8	日
	平成	14	年	12	月	1	日
	平成	27	年	1	月	31	日
	平成	30	年	5	月	27	日
	令和	元	年	5	月	26	日
	令和	2	年	4	月	27	日